

○富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する審議会規則

平成23年3月31日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例（平成23年富田林市条例第4号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について市長の諮問に応じて答申し、又は市長に対して意見を述べるものとする。

- (1) 男女共同参画推進計画に関すること。
- (2) 市が実施する男女共同参画施策に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならないものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画に関する学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) 市民の代表者
- (4) 前各号に定める者のほか、市長が適当と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例（昭和51年富田林市条例第20号）による。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、男女共同参画施策担当課において行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(招集等の特例)

2 施行日以後最初に行われる審議会その他会長及び副会長が欠けている場合の審議会の会議は、市長が招集し、会長が選任されるまでの間は、市長の指名する者がその会議を主宰する。

附 則（令和3年規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。